

(適用範囲)

- 第1条 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当宿泊施設が、法令又は慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 利用料金（原則として別表1の基本利用料による）
(4) その他当宿泊施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、予約のタイプが別表2に示す先行予約の場合や宿泊期間が15日を超える場合、利用人数が30名を超える場合においては、全利用料金の20%を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。宿泊予約者が希望すれば「御予約確認書」を宿泊予約者に送付します。宿泊予約者が不要の場合は、その限りではありません。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を前項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後前項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(9) 北海道旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。
① 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。
② 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められたとき。
- (10) 宿泊しようとする者すべてが、18歳未満もしくは義務教育以下の就学者である場合。ただし、それらの者すべての親権者から当宿泊施設に宿泊することに對して、同意書を宿泊予定日の1週間前までに当宿泊施設に FAX もしくは郵送で送られてきた場合は、当宿泊施設はそれらの者の宿泊契約の申し出を承諾します。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金もしくは、変更手数料を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当宿泊施設の契約解除権)

- 第7条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(7) 北海道旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき
① 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。
② 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められたとき。
- (8) 客室での喫煙たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当宿泊施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。
- 3 日本政府（厚生労働省）からの通達により、日本に住所のない外国人の宿泊者に対して、旅券の提示を求めるとともに旅券の写しを保存させていただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。また、連続して

宿泊する場合においても、滞在期間において客室の移動がある場合は、客室移動日の午前10時から午後3時までは客室を利用できません。ただし、同一の客室に連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。ただし、この場合においては、出発日の午前11時を越えるの使用は原則できません。

超過1時間までは、室料相当額の10%

- 3 前項の室料相当額は、超過する日の前日の利用料金とします。

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて宿泊施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条 当宿泊施設の主な施設等の営業時間は、次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- (1) フロント等サービス時間
フロント 午前8:00から午後9:00まで
午後9時以降、緊急時のお問合せ先は客室内のサービスディレクトリーでご案内いたします。

- (2) 飲食等（施設）サービス時間
【レストラン ビストロリ・アルポー】
イ、昼食 午前11:00～午後3:00（ラストオーダー 午後2:30）
ロ、夕食 午後5:00～午後9:30（ラストオーダー 午後9:00）

【ケータリングサービス】

- イ、朝食 午前8時ごろ宿泊施設へお届け
ロ、夕食 午後5時ごろ宿泊施設へお届け
※ケータリングサービスは、3日前の午後5時までの事前予約が必要となります。
※朝食、夕食とも2人前から承ります。

(3) 付帯サービス施設時間

- テニスコート 午前8:15～午後6:00
バーベキューハウス 午前8:30～午後9:00

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金)の支払)

- 第12条 宿泊客が支払うべき利用料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の利用料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当宿泊施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。尚、割引券や優待券をお持ちの場合は、必ず事前にお申し付けください。ご利用は、予約時及びチェックイン時にご提示いただいた場合に限りです。その他のお申し付けでは、お受けいたしかねる場合がございます。
- 3 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合にはも、利用料金は申し受けます。

(当宿泊施設の責任)

- 第13条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当宿泊施設は、宿泊客が客室でインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたことによつて生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による損害については一切の責任を負いかねます。また、システム障害や技術的問題によりご利用いただけなかったことや、通信の中断によつて生じた損害についても一切の責任を負いかねます。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

- 第14条 当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、別表3に示す補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。
- 3 第1項、第2項にかかわらず、当宿泊施設が客室を提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、お預けになる物品について、当宿泊施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 食料品など冷凍・冷蔵庫での保管が必要で当宿泊施設にて保管ができない場合がある寄託物については、その食品安全衛生上の保証はできません。
- 3 フロントでは現金もしくは貴重品の預かりは受け付けておりません。また、当宿泊施設においては、一切の現金もしくは貴重品はお預かりいたしかねます。
- 4 宿泊客が、当宿泊施設にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品において、当宿泊施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿泊施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお返しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第4項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は過失によつて損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(管轄及び準拠法)

- 第19条 本約款に關して生ずる一切の紛争については、当宿泊施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表1 利用料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

	内容	内訳
宿泊客が支払うべき総額	利用料金	基本利用料＋追加人数分利用料
	食事代	レストランでの食事代、もしくは、ケータリングサービスを利用した場合の食事代
	税金	消費税 宿泊税

【備考】

- 基本利用料金及び追加人数分利用料は、当宿泊施設のホームページに掲載する料金表によります。
- 小学生未満の幼児については、寝具無しの場合は無料となります。
- ペット入室可としている施設については、事前申告があった場合のみ、1棟につき2匹まで玄関とリビングのスペースまでの入室を別途有料にてご案内します。但し、ペット用の寝具その他ペットケア用品のご用意はございません。詳しくはフロントにてお問合せ下さい。

別表2 違約金及び変更手数料（第6条第2項関係）

- 通常予約
通常予約とは、利用日の3ヶ月前の月始め（年始については4ヶ月前の月始め）からのご予約申し入れを承っております宿泊日数が1泊以上の予約となります。
通常予約の違約金及び客室変更手数料は、以下の通りです。

通常予約違約金（第6条第2項関係）	
契約解除の通知を受けた日	違約金
宿泊日の28日から15日前まで	利用料金の10%
宿泊日の14日から2日前まで	利用料金の30%
宿泊日の前日	利用料金の50%
宿泊日の当日、もしくは不泊	利用料金の100%

通常予約変更手数料；利用人数の減員により客室を変更される場合	
契約変更の通知を受けた日	変更手数料
宿泊日の7日前から当日まで	利用料金の10%

- 先行予約
先行予約とは、利用日の6ヶ月前の月始め（年始については7ヶ月前の月始め）からご予約申し入れを承っております宿泊日数が3泊以上の予約となります。
先行予約の違約金及び客室変更手数料は、以下の通りです。

先行予約違約金（第6条第2項関係）	
契約解除の通知を受けた日	違約金
宿泊日の15日前まで	利用料金の20%
宿泊日の14日から2日前まで	利用料金の30%
宿泊日の前日	利用料金の50%
宿泊日の当日、もしくは不泊	利用料金の100%

先行予約変更手数料；利用人数の減員により客室を変更される場合	
契約変更の通知を受けた日	変更手数料
宿泊日の7日前から当日まで	利用料金の10%

備考

- 連泊の全日数の取り消しの場合、宿泊日毎に違約金が適用されます。
- 宿泊日の変更や連泊で宿泊日数が減る場合にも違約金が適用されます。
- 複数棟の予約から減棟される場合にも違約金が適用されます。
- ただし、第4条第1項の規定により、当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であつて、その支払期日より前に宿泊客が宿泊契約を解約したときは、申込金の違約金はいただきません。

別表3 補償料（第14条第2項関係）

補償料（第14条第2条項関係）	
補償料支払の通知をした日	補償料
宿泊日の28日から15日前まで	利用料金の10%
宿泊日の14日から2日前まで	利用料金の30%
宿泊日の前日	利用料金の50%
宿泊日の当日	利用料金の100%

備考

- 連泊の場合、ご提供ができなくなった宿泊日毎に補償料を算出します。

利用規則

当宿泊施設をご利用くださるお客様は、宿泊施設の公共性とお客様の安全を維持するために、宿泊約款第10条の規定に基づき下記の規則をお守りください。この規則をお守り頂けないときは、宿泊約款第7条の規定により宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。

- 安全、保安、施設維持管理上のごとから
 - 当宿泊施設内やフロントロビー内等でプレス用のアイロン等をご使用にならないでください。
 - ベッドや布団の中、寝室内、その他火災が発生しやすい場所等、喫煙をなさらないでください。喫煙可のコーナーにおいても寝室内は禁煙です。
 - 禁煙と指定している宿泊施設内での喫煙はなさらないでください。
 - 室内にバーベキューコンロや七輪等を持ち込んでのご使用はなさらないでください。
 - 当宿泊施設のテラス等への七輪やバーベキューコンロのお持ち込みはご遠慮ください。テラス等でバーベキューをなさる場合は、当宿泊施設指定のバーベキューコンロ（別途有料）をご利用ください。テラスやデッキなどは木製のものがございます。バーベキューの際にデッキを焦がさないようにご注意ください。
 - 蚊取り線香のご使用につきましては、喫煙可のコーナーでのみとさせていただきます。禁煙と指定しているコーナーにおいては、蚊取り線香はご使用なさらないでください。禁煙コーナーでは、電気式無煙タイプをご使用ください。
 - 喫煙可のコーナーで蚊取り線香をご使用される場合は、コーナーに設置している専用のケースに入れてご使用ください。火をつけた状態の蚊取り線香を建物内（玄関含む）やテラス等の床やテーブル、手摺の上などにそのままの状態を放置しないでください。
 - 客室に訪問客をお招きになったり、客室内の設備、物品等をご使用したりするなど、客室及びその敷地内に申告人数以上のご利用者が認められた場合は、別途当宿泊施設が指定する料金を頂戴いたしますので、事前に訪問者の有無等をご連絡ください。
 - ご滞在中、客室から出られるときには施錠をご確認ください。
 - 客室キーは、紛失なさらないようにご注意ください。万一、客室キーを紛失された場合は、施錠交換費用の全額、もしくは一部をご負担していただきます。
- 当宿泊施設では、現金や貴重品のお預かりは一切しておりません。ご滞在中の現金や貴重品の安全確認はお客様個人の責任となります。万一ご滞在中に紛失、損失等が発生したとしましても、当宿泊施設では賠償致しかねますので、ご了承お願い致します。

＜客室への持ち込み物、ペット等について＞

- 当宿泊施設内に次ぎのものをお持ち込みにならないでください。
 - 動物（客室犬もしくは猫を除く）、鳥類、大麻や覚醒剤等の違法薬物
ただし、ペット同伴不可の宿泊施設においては全ての動物の入室を禁止しております。
 - 著しく悪臭を発生もの
 - 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある薬品

- 許可証のない銃砲、刀剣類
- 著しく大量の物品
- 当宿泊施設のうち、ペットとの同伴を許可している宿泊施設へ室内犬もしくは猫などのペットを入室させる際は、以下の通りとします。
 - 当宿泊施設へ同伴できるのは、室内犬もしくは猫、もしくは、建物への破損や汚損、悪臭並びに人への危害の恐れのない小動物などとし、一棟につき最大2匹までとします。また、その入室範囲は、玄関とリビングまでとします。
 - 室内犬もしくは猫以外の小動物については、宿泊予約の申し出の際に申告してください。建物への損害等、もしくは、人への危害があると当宿泊施設が判断した場合は、小動物であってもご利用をお断りする場合があります。
 - ペットを入室させる場合は、必ずご予約時に申告してください。1匹につき1泊3,000円（税別）のペット料金を頂戴します。
 - 同伴したペットにより当宿泊施設に汚損、破損が認められた場合は、その損害をお客様に賠償していただく場合がございます。

＜滞在中のゴミについて＞

- 滞在中に発生したごみは、フロントでお渡した透明なビニール袋を用いて以下の通りに分別してください。
 - 生ごみ
 - 燃やせるゴミ
 - 燃やせないゴミ
 - ペットボトル、ビン、缶、紙パック
 - プラスチック製容器包装
 - 紙製容器包装尚、ダンボールは折りたたんで玄関内側にまとめて置いてください。発砲スチロールはそのままの状態で玄関内側に置いてください。
- 分別したごみは玄関内のゴミトレイの上に置いてください。建物の外に置きますと小動物が集まりますので、外へは出さないでください。
- 連泊のお客様でゴミが発生した場合は、ゴミ回収に伺いますのでフロントまでご連絡ください。

＜夏季バーベキューについて＞

- 当宿泊施設でバーベキューを行う場合は、以下の通りとします。
 - バーベキューは当宿泊施設が指定する場所で行ってください。
 - バーベキュー対応としている場所でありましても、強風や暴風雨、台風の日など悪天候日におきましては、バーベキューを行うことをお断りさせていただきます。また、雪解けの遅い年や冬の到来が早い年は、バーベキュー対応できる時期が変動します。詳しくはフロントへお問合せください。
 - 本利用規則5で記しましたように、当宿泊施設のテラス等への七輪やバーベキューコンロのお持ち込みはご遠慮ください。バーベキューをされる場合は、当宿泊施設指定のバーベキューコンロ（別途有料）をご利用ください。
 - バーベキューは夜10時までに終了してください。
 - 屋外でバーベキューをする場合は、大声や騒音を出したりして、他のお客様や周辺住民へご迷惑をかけることがないように十分に配慮してください。
 - バーベキューが終了しましたら、バーベキューコンロの中に水をかけて消火するか、水を張ったバケツに残り火を入れて消火してください。
 - バーベキューを行った際に出たゴミを透明なビニール袋で分別収集して片付けてください。生ごみ類は、外に出しておくとし小動物によって散らかされる場合がありますので、必ず玄関の内側に入れてください。

＜花火について＞

- 当宿泊施設があるエリアで花火をされる場合は、以下の通りとします。
 - 花火は夜9時までとします。
 - 当宿泊施設のテラスで花火を行うことは、火災等の事故の元となりますので、禁止しております。
 - エリア内での打ち上げ花火とロケット花火は火災、怪我、騒音や事故の元となりますので禁止しております。
 - 花火を終えたら、水を張ったバケツに花火を入れて必ず消火してください。
 - 花火を行った際に出たゴミは、透明なビニール袋で分別収集して片付けてください。

＜駐車場について＞

- 車は当宿泊施設が指定する駐車場に駐車してください。
道路に駐車された場合や駐車場から道路にはみ出ているの駐車は、交通や除雪の妨げになりますのでなさらないでください。また、当宿泊施設に付随する駐車スペース以外の敷地内に車を駐車しないようお願いいたします。
- 台数が多く駐車できない場合は、フロントまでご連絡ください。

＜複数施設をご利用される場合＞

- 複数の当宿泊施設をご利用される際に、各々の施設の什器備品を他の施設へ移動した場合は、元の施設へお戻しください。

＜除雪について＞

- 当宿泊施設では屋根に堆積した雪の処理を定期的に行っておりますが、当エリアは豪雪地帯のため短時間で大量の雪が積もります。冬季利用におきましては、幼児が屋根の下で遊んで落雪の被害に遭わないよう保護者が責任を持って注意してください。
- 駐車場及び当宿泊施設の屋根の雪降しや建物周りの排雪作業は、積雪状況により都度実施致しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

＜おやめいただきたい行為＞

- 宿泊施設内で、賭博、風紀を乱すような行為又は他のお客様に迷惑を及ぼすような行動はなさらないでください。
- 当宿泊施設の許可なく、客室やロビーを事務室代わりなど、ご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- 当宿泊施設内で、他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないでください。
- 宿泊施設等の許可なく、客室内の設備を変更するようなことはなさらないでください。
- 宿泊施設内の諸設備及び積荷物を、移動、加工、持ち出し、又はその目的以外の用途に使用なさらないでください。
- 当宿泊施設に付随するテラスや駐車場などに所持品を放置なさらないでください。
- 当宿泊施設敷地内でのテント設置は禁止となっております。
- 不可抗力以外の事由により建物、家具、設備、寝具その物品を損傷・汚損又は紛失された場合には、相当額を弁償していただく場合がございます。

＜客室への持ち込み物、ペット等について＞

- 当宿泊施設内に次ぎのものをお持ち込みにならないでください。
 - 動物（客室犬もしくは猫を除く）、鳥類、大麻や覚醒剤等の違法薬物
ただし、ペット同伴不可の宿泊施設においては全ての動物の入室を禁止しております。
 - 著しく悪臭を発生もの
 - 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある薬品